

頻発する 大地震。

地震保険に 入っていますか？



森の賢者“ふうた”

地震保険の保険金は、被災時の “生活再建資金”となります。

- 地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする損害は**地震保険で補償**します！（火災保険ではお支払いできません）
- 地震保険は、**火災保険とセット**で加入することができます！（単独では加入できません）



一般社団法人 **日本損害保険代理業協会**
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階 327区

TEL: 03-6281-8356
URL <https://www.nihondaikyo.or.jp/>

地震保険をご存知ですか？



地震保険はどんな時に役立つの？

地震保険では、火災保険で補償されない**地震・噴火・津波**により、家屋や家財が火災・損壊・埋没・流出の損害を被った時に、保険金が支払われます。

お支払い例



地震により**火災**が発生し家が焼失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された



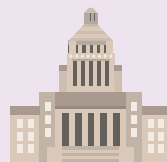
液状化により建物が傾いた
(または沈下した)

保険金が支払われない主な場合等

- 損害の程度が一定程度以上とならない場合
- 地震等の際における紛失または盗難
- 地震等の発生した日の翌日から10日経過後に生じた損害

支払いは大丈夫なの？

地震による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として、1966年に「地震保険に関する法律」が制定されました。地震保険はこの法律に基づいて、政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、保険金は確実に支払われます。



政府



地震保険



保険会社

地震保険料控除とは？

払込んだ保険料が、その年の契約者の所得から控除されます。

	所得税(国税)	個人住民税(地方税)
控除対象額	地震保険料の全額 (最高50,000円)	地震保険料の全額 (最高25,000円)

※令和8年8月現在の税法上の取扱いを記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

よくある質問(FAQ)



地震保険は単独で加入できますか？



地震保険単独での加入はできません。火災保険とセットで加入することができます。



地震保険の対象はどのようなものですか？



地震保険の対象は「**居住用建物**」と「**家財**」です。ただし、自動車や1個または1組の価格が30万円を超える貴金属や美術品などは対象外です。



火災保険と同じ保険金額が設定できますか？



地震保険の保険金額はセットで加入する**火災保険の30%～50%の範囲内**となります。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。



詳しくは、各都道府県代理業協会の加盟代理店へご相談ください。

都道府県代理業協会の連絡先

<https://www.nihondaikyoku.or.jp/>